

令和8年度～令和10年度

滋賀県立精神医療センター給食業務委託

入札説明書

令和7年8月

滋賀県立精神医療センター

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、滋賀県病院事業会計規程（平成 18 年滋賀県病院事業庁規程第 18 号。以下「会計規程」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、本件調達に関し、競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称および数量
令和 8 年度～令和 10 年度 滋賀県立精神医療センター給食業務委託 一式
- (2) 委託業務の内容
入札説明書、仕様書および契約書案による。
- (3) 委託業務の履行期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託業務の履行場所
滋賀県立精神医療センター（滋賀県草津市笠山八丁目 4 番 2 5 号）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿の次のいずれかの営業種目に登録されている者であること。
大分類：役務 中分類：給食
大分類：役務 中分類：医療関係業務 小分類：患者等給食
なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。
物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課（〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1 TEL077-528-4314）
資格審査申請は随時受け付けされるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。
- (5) 令和 4 年 4 月 1 日以降、100 床以上の病院において、患者等給食業務（給食材料の購入、調理、盛付け、膳組、配膳、下膳、食器洗浄・消毒、清掃、残飯処分等の給食業務）を一括して受託し、1 年以上履行した実績を有すること。
- (6) 一般財団法人医療関連サービス振興会から患者等給食業務に係る医療関連サービスマークの認定を受けていること。
- (7) 公益社団法人日本メディカル給食協会の代行保証制度に加入していること。

3 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札書および提案書等の提出場所ならびに問い合わせ先
滋賀県立精神医療センター事務局 〒525-0072 滋賀県草津市笠山八丁目 4 番 25 号
TEL 077-567-5001 FAX 077-567-5033 E-mail nb04@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間

令和7年8月1日（金）から令和7年9月25日（木）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から17時まで（ただし、最終日は12時まで）

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書等は、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧（物品・委託・役務）」

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku/>) からダウンロードすること。郵送または問い合わせ先での交付は行わない。

(4) 入札説明会の日時および場所

入札説明会を実施し、入札方法、業務内容等の説明を行う。

ア 実施日時 令和7年8月21日（木）10時から12時まで

イ 実施場所 滋賀県立精神医療センター大会議室（滋賀県草津市笠山八丁目4番25号）

(5) 入札参加申込書の提出

本件入札に参加する場合は、次により入札参加申込書等を提出すること。

ア 提出期間

令和7年8月4日（月）から令和7年9月1日（月）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から17時まで

イ 提出場所 滋賀県立精神医療センター事務局（滋賀県草津市笠山八丁目4番25号）

ウ 提出方法

持参または郵送により提出すること。郵送の場合は、書留郵便で提出期間内に到着したものに限り受け付ける。

エ 提出書類

（ア）入札参加申込書（様式第1号）

（イ）誓約書（様式第2号）

（ウ）一般財団法人医療関連サービス振興会から患者等給食業務に係る医療関連サービスマークの認定を受けていることを証する書類

（エ）公益社団法人日本メディカル給食協会の代行保証制度に加入していることを証する書類

オ 提出部数

各1部

(6) 提案書等の提出

本件入札に参加する場合は、次により提案書等を提出すること。

ア 提出期間

令和7年9月4日（木）から令和7年9月12日（金）まで（土曜日および日曜日を除く。）の9時から17時まで（ただし、最終日は12時まで）

イ 提出場所 滋賀県立精神医療センター事務局（滋賀県草津市笠山八丁目4番25号）

ウ 提出方法

持参または郵送により提出すること。郵送の場合は、書留郵便で提出期間内に到着したものに限り受け付ける。

エ 提出書類

（ア）給食業務委託に関する提案書（様式第3号）

（イ）病院給食業務受託実績調書（様式第4号）

（ウ）給食業務実施体制表（様式第5号）

- (エ) 給食業務従事者配置計画（１日）（様式第６－１号）
- (オ) 給食業務従事者配置計画（１か月）（様式第６－２号）
- (カ) 使用可能な肉類の種類、使用可能な魚介類の種類、使用可能な野菜の種類、使用可能な果物の種類（様式第７－１号）
- (キ) 栄養管理上の対応の可否（様式第７－２号）
- (ク) 年間研修実施計画書（様式第８号）
- (ケ) 年間研修実施報告書（様式第９号）
- (コ) 会社概要説明書、パンフレット等
- (サ) 直近３営業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
- (シ) 損害賠償責任保険の加入状況が確認できる資料
- (ス) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合はその写し、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合はその写し
- (セ) 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合は、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- (ソ) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合は公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し、障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合は、障害者を雇用している旨の申立書、「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合はその写し、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合はその写し
- (タ) 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合はその写し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合はその写し
- (チ) 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合はその写し
 - ①国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証
 - ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - ③特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

オ 提出部数

上記エの（ア）から（シ）までの書類は各 6 部（正本 1 部、副本 5 部）、（ス）から（チ）までの書類は各 1 部

(7) 入札書の提出

本件入札に参加する場合は、次により入札書を提出すること。

ア 提出期間

令和 7 年 9 月 4 日（木）から令和 7 年 9 月 25 日（木）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の 9 時から 17 時まで（ただし、最終日は 12 時まで）

イ 提出場所 滋賀県立精神医療センター事務局（滋賀県草津市笠山八丁目 4 番 25 号）

ウ 提出方法

持参または郵送により提出すること。郵送の場合は、書留郵便で提出期間内に到着したものに限り受け付ける。

エ 提出書類

(ア) 入札書（様式第 10 号）

(イ) 委任状（様式第 11 号）（代理人が入札を行う場合のみ提出すること。）

(ウ) 月額管理費内訳書（様式第 12 号）

オ 提出部数

各 1 部

(8) 開札の日時および場所

ア 日時 令和 7 年 9 月 26 日（金） 9 時

イ 場所 滋賀県立精神医療センター大会議室（滋賀県草津市笠山八丁目 4 番 25 号）

(9) 審査の実施

給食業務委託総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、入札書および提案書等の内容を審査し、評価を行う。審査に当たっては、入札参加者による提案書等の内容説明、入札書および提案書等に関する質疑応答を行う。

ア 実施日時 令和 7 年 9 月 26 日（金） なお、参加者ごとの時間は別途連絡する。

イ 実施場所 滋賀県立精神医療センター大会議室（滋賀県草津市笠山八丁目 4 番 25 号）

ウ 時 間 1 参加者あたり約 75 分を予定（内容説明 約 45 分、質疑応答 約 30 分）

エ 参加者出席者 3 名以内

オ 内 容 提案書等の内容について具体的に説明すること。

パワーポイント等は使用できないため、説明に必要な書類は、提案書等を含めて提出すること。随時、提案書等の内容に関する質疑応答を行う。

カ そ の 他 入札参加申込書、入札書、提案書等を所定期間内に提出しない者は、審査に出席することができない。また、予定価格の制限の範囲を超えた価格によって入札した者は、審査に出席することができない。

4 入札方法等

(1) 本件入札の予定価格は、251,874,700 円（令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 か年分。消費税および地方消費税を含む。）である。

(2) 入札執行については、会計規程の規定によるものとする。

(3) 入札参加者またはその代理人は、入札説明書、仕様書および契約書案を熟覧のうえ入札しなければならない。入札参加者またはその代理人は、入札後、仕様書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 入札参加者またはその代理人は、入札書、提案書等を持参または郵送により提出しなければならない。このうち、入札書について、持参により提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称または商号）および「滋賀県立精神医療センター給食業務委託の入札書在中」と朱書し、郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の表に氏名（法人の場合はその名称または商号）および「滋賀県立精神医療センター給食業務委託の入札書在中」と朱書しなければならない。

(5) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正を除く。）は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

- (6) 入札書等に使用する言語は日本語に限るものとし、また、入札金額は日本国通貨による表示に限るものとする。
- (7) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(管理費について、加算後の金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。また、給食材料費について、加算後の金額に小数点第 2 位以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載に当たって、管理費と給食材料費を合理的に見積もり、その配分に妥当性を欠くことがないようにしなければならない。
- (9) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書を書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- (10) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穏の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めることがある。
- (11) 競争入札参加資格審査申請書を提出した者が、開札時において入札に参加する者に必要な資格を有すると認められていることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、または資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (12) 入札参加者またはその代理人は、本件入札について他の入札参加者またはその代理人となることができない。
- (13) 入札参加者またはその代理人は、開札に立ち会うことができる。
この場合において、入札参加者またはその代理人が開札に立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (14) 開札を行う室(以下「執行室」という。)には、入札参加者またはその代理人ならびに入札執行事務に関係のある職員および(12)の立ち会い職員以外の者は入室することができない。
- (15) 入札参加者またはその代理人は、開札開始時刻後においては、当該執行室に入室することができない。
- (16) 入札参加者またはその代理人は、開札中において特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、当該執行室を退室することはできない。
- (17) 開札中において、次の各号の一に該当する者は当該執行室から退場させる。
ア 当該執行室へ許可なく出入りした者
イ 私語、放言等をした者
ウ 酒気を帯びて当該執行室へ入室した者
エ 公正な競争の執行を妨げ、または妨げようとした者
オ その他入札執行者が特に指示した事項を遵守しない者

5 質問および回答の方法等

本件入札について質問がある場合は、次により質問書(様式第 14 号)を提出すること。

- (1) 提出期間
令和 7 年 8 月 4 日(月) から令和 7 年 8 月 25 日(月) まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の 9 時から 17 時まで

- (2) 提出場所 滋賀県立精神医療センター事務局（滋賀県草津市笠山八丁目 4 番 25 号）
- (3) 提出方法
電子メールまたはFAXにより提出すること。なお、質問書を提出した場合は、その旨を電話で必ず提出場所あて連絡すること。
- (4) 質問に対する回答
質問に対する回答は、令和7年8月29日（金）を目途に、滋賀県立精神医療センターのホームページにまとめて掲載する。
滋賀県立精神医療センター＞病院案内＞入札情報のお知らせ
<https://www.pref.shiga.lg.jp/seishin/byoin/nyusatsu/index.html>

6 調理施設等の見学

- 当センターの調理施設等の見学を希望する場合は、次により調理施設等見学申込書（様式第13号）を提出すること。
- (1) 提出期間
令和7年8月21日（木）から令和7年8月25日（月）まで（土曜日および日曜日を除く。）
の9時から17時まで
 - (2) 提出場所 滋賀県立精神医療センター事務局（滋賀県草津市笠山八丁目 4 番 25 号）
 - (3) 提出方法
電子メールまたはFAXにより提出すること。なお、調理施設等見学申込書を提出した場合は、その旨を電話で必ず提出場所あて連絡すること。
 - (4) 見学の実施期間
令和7年8月26日（火）から令和7年8月28日（木）までの9時から17時までとする。
なお、希望者ごとの見学時間は別途連絡する。

7 保証金

入札保証金および契約保証金については、免除する。

8 郵便等による入札の可否

可（ただし、書留郵便に限る。）

なお、郵便等による入札の場合、入札書に記載する入札日は、入札書提出期間中の日付を記入すること。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (5) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (7) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (8) 期限を過ぎて提出された入札

- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

本件入札は、本件業務にとって最適の者を選定するため、総合評価方式を採用する。落札者は、本件業務を履行することができると滋賀県病院事業庁が認めた入札参加者であって、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、次の落札者決定基準に基づく総評価点が最も高い者とする。

(2) 落札者決定基準

ア 評価は、別添「給食業務委託に係る総合評価一般競争入札審査基準」に基づき、審査委員会の委員1名当たり250点の範囲内で行い、委員5名の総評価点により落札者を決定する。

イ 評価項目は、技術面等の評価、社会政策推進のための評価および価格の評価に区分し、その配点をそれぞれ210点、10点、30点とする。

ウ 技術面等の評価については、総括的事項、業務体制、業務運営、労働安全・衛生管理、教育・研修、危機管理、企画提案の評価に細区分し、その配点をそれぞれ25点、40点、80点、15点、15点、25点、10点とする。

エ 入札参加申込書、入札書および提案書等を所定期間内に提出しない者は、落札者決定基準に基づく評価を受けることができない。

(3) くじによる落札者の決定

落札者となるべき者が2人以上ある場合は、最も低い金額で入札を行った者を落札者とする。ただし、最も低い金額が同じ金額である場合はくじにより落札者を決定することとし、落札者となるべき者はくじをひくことを辞退してはならない。

11 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日以後速やかに（特別の事情があるときは、指定の期日までに）契約書の取り交わしをするものとする。

- (2) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

12 その他必要事項

- (1) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。

- (2) 代理人が入札を行う場合は、代理人は入札書と同時に入札権限に関する委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

- (4) 契約の締結に当たっては、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第23号）の基本理念にのっとり、契約の相手方が排除対象者でないことの誓約を求めるとともに、契約の相手方が排除対象者であると判明した場合は契約を締結せず、契約締結後は契約の解除を行うので、留意すること。

- (5) 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (6) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする。

[参 考]

—地方自治法施行令—

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

—地方自治法施行令—

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

—地方自治法施行令—

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 5 の 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第 1 項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

—地方自治法施行令—

(一般競争入札の公告)

第 167 条の 6 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の公告において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。

—地方自治法施行令—

(総合評価一般競争入札)

第 167 条の 10 の 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第 234 条第 3 項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者としてすることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者としてすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者(次項において「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第 2 項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

—地方自治法—

(契約の履行の確保)

- 第 234 条の 2** 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。
- 2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

—滋賀県財務規則—

(一般競争入札参加の資格)

- 第 195 条の 2** 知事は、令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者のほか、特別の理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争入札に参加させることができない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「防止法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（防止法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）（同法第 9 条に規定する指定暴力団員を除く。）
- (3) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者（防止法第 32 条第 1 項第 2 号に該当する者を除く。）
- (4) 役員等（入札に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人（防止法第 32 条第 1 項第 3 号に該当する者を除く。）
- (5) 入札に参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
- (6) 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人（防止法第 32 条第 1 項第 4 号に該当する者を除く。）